

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 池永
日 時	平成30年6月19日(火曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 0 時 14 分
出席委員	◎西口、○石野、奥村、並河、藤本、木曾、明田、(湊議長)		
出席理事者	【産業観光部】柏尾部長 [商工観光課]吉村課長 【まちづくり推進部】竹村部長、並河事業担当部長 [都市計画課]関口課長、瀬野開発担当課長 [都市整備課]山内課長、信部区画整理担当課長、川田公園緑地係長 [まちづくり交通課]伊豆田課長 [桂川・道路整備課]関課長 [土木管理課]藤本課長 [建築住宅課]内藤課長		
出席事務局	片岡局長、鈴木議事調査係長、池永主任		
傍聴者	市民4名	報道関係者0名	議員3名(酒井、三上、小川)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議 (西口委員長あいさつ)

2 事務局日程説明

<事務局主任>

所管分付託議案審査の第1号議案について、商工費に大河ドラマ関係の補正予算が計上されているが、6月15日に「光秀大河推進課」が市長公室に設置されたことにより、その部分については総務文教常任委員会の所管となる。ただ、先日の議会運営委員会の決定により、今回に限り、本委員会でも参考として説明いただくこととなっている。なお、その部分については討論・採決の対象外となるので、了承願う。

3 要望について

<西口委員長>

当常任委員会所管の要望「開発許可権限の権限移譲のあり方と事務処理能力を点検され、即刻「特区」の見直しを働きかけられたい。併せて、開発許可権限の移譲について京都府との再協議を働きかけられたい」について、要望者から意見陳述の申し出を受けている。ただ今から意見陳述の機会を設けることとしたいが、異議はないか。

(異議なし)

<西口委員長>

異議なしと認め、要望者の意見陳述の機会を設けることを決定する。なお意見陳述者は、パソコンとスクリーンを使用して説明される。

[要望者 (意見陳述者 (松尾寛治氏))、発言席へ]

10:05

<西口委員長>

ただ今から要望者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、要望の趣旨・補足説明とし、陳述時間は10分以内で終了するよう、簡潔に願います。

[要望者意見陳述（趣旨説明）]

10 : 19

[質疑]

<西口委員長>

ただ今の意見陳述に関して質疑を行う。

<奥村委員>

特に意見はないが、パワーポイントで説明された最後の2枚が配付資料に入っていないので、後ほどいただきたい。

<木曾委員>

それぞれの市街化調整区域が抱えている問題を解決するために「特区」があるはずだが、「特区」を導入したことによって、地域にどんな不利益があるのか。

<要望者（松尾氏）>

地域と市の両方に問題が出てくる。亀岡市は近畿圏の近郊整備区域とされており、特定公共事業等のかさ上げ補助金の制度を受けている。国土交通省の所管には聞いていないが、近郊整備区域から事実上除外されれば、この補助金はストップされると思う。

地元の人にとって不利益なのは、この制度を使って住宅団地ができてよいかということである。また店舗など商業的施設ができると転用の恐れがある。誰が入るかわからない。せっかく緑豊かな良好な住宅団地が形成されているのに、とんでもないものが入ってきたらどうするのか。それを阻止するのは難しい。保津町の住民の皆が同意したわけでもない。それも不利益である。

<木曾委員>

権限移譲で、京都府がしていた事務を亀岡市が担うことになり、それによる交付金をなぜ請求しないのかという内容があったが、それに対する予算を本当に京都府に請求できるのか。

<要望者（松尾氏）>

非常に難しい問題だが、市町村事務処理特例交付金制度を自治振興課が持っている。開発許可権限の開発許可については手数料が入るから出さないというのが京都府の考え方である。しかし、交付金の制度は要綱で定め告示されている。出さないとしたのは内部の手続きである。そもそも開発許可は、許可することよりも違法行為を止めたり指導したりする方が難しいので、件数で決めること自体がおかしい。自治振興課の職員におかしいと言ったところ、市は要望されていませんと答えられた。要求しなければ出す方も出さない。内部で決めたということだけで引き下がってはいけない。

<木曾委員>

「特区」の制度による事業展開は、今は保津町だけだが、将来的には何箇所か市は考えているように思う。そういったことに波及していくかもしれないが、留意点は。

<要望者（松尾氏）>

保津町の計画の問題は指定区域や指定用途が広すぎることである。京都府の付議基準15を参考にし、地元に住んで欲しいなら雇用の場の確保が一番必要である。地元が不安にならない業種を指定し、地域振興につながるような指定用途を考えるの

も一つの手だと思う。また、住宅団地を市街化区域にしないと、区画整理事業に認可されている高野林・小林や大井町が動かなくなり、不動産業者が亀岡市内にたくさん持っている土地も動かなくなるのを心配する。また京都府の公文書の照会が出たのだが、市長は線引き廃止に近いところまでイメージしているように思われると京都府の報告書で処理されている。つまり広がっていくということであるが、広がると補助金の返還等いろいろな問題が出てくるので、広げないことが必要だと私は思う。

<奥村委員>

亀岡市では昭和46年の線引きから、その他区域として東・西別院町、畑野町など西部4町があり、現在もそのまま残っている。その中でいろいろな開発が行われてきて、いったいどうなっているのかというような開発もたくさんある。この50年間の開発の事例について、どういう考えを持たれているのか。

<要望者（松尾氏）>

個人的な意見としては、亀岡のように複雑な地形、大阪市圏域を含んだところは、基本的には都市計画区域に本当は入れるべきだと考えるが、これまでの経過の中では難しいと感じている。

<西口委員長>

本件については貴重な意見として聞き置くこととし、今後の委員会活動の参考にしたいと思うが、そのような取扱いでよいか。（了）

[要望者（意見陳述者（松尾寛治氏））、発言席から退席]

10:30

4 所管分付託議案審査（説明～質疑）

[産業観光部入室]

[産業観光部所管議案審査]

・産業観光部長あいさつ

<産業観光部長>

昨日発生した地震の被害であるが、農業用ため池の施設でコンクリートの一部がずれたり、倒木による林道の通行止めが発生しているが、いずれも軽微なものである。現在も被害調査を行っている状況である。保津川下りやトロッコ列車については、昨日は航路等の調査のため運休されていたが、本日は運行されている状況である。

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）所管分

・商工観光課長説明（歳出歳入一括）

（商工費の大河ドラマ誘致活動事業経費について、参考としての説明あり。）

10:37

[質疑]

<奥村委員>

商工会議所に対する補助金10分の10と言われたが、具体的にはどのような事業なのか。

<商工観光課長>

地域経済の循環構造を分析調査することが目的である。それぞれ生産・分配・支出という3つの観点から循環構造を分析して、次の地方創生に向けてそういう調査結果を活用し、地域経済の活性化につなげていこうとするものである。

<奥村委員>

難しいと思うが、会議所にそれだけの能力があるのか。委託を行うのか。

<商工観光課長>

200万円の事業予算であるが、同時に商工会議所自身も発達支援計画の事業の中でこういったことをする予定をされていたので、それと合わせて実施していく形になると考える。その中で、専門業務についてはコンサルタント等に発注されると聞いている。

<奥村委員>

鹿児島や指宿の大河ドラマ館に視察に行くのはよいが、基本的には大河ドラマ館がうまく運営できるのかが問題である。昨年あった浜松の直虎とか、神戸・姫路等、いろいろやっている。終わったところを見に行くのが本当は一番よいのではないか。今やっているところは途中なので、賑やかになっていることくらいしか分からないのではないか。

<産業観光部長>

言われることはよく分かる。上田市で当時担当されていた課長に、亀岡に来ていただいて話をいろいろと聞かせていただいた。しかし実際の大河館のイメージとしては、現在放映中のところが主となるため、今回はこのように考えている。

<並河委員>

商工業振興対策経費200万円について、商工会議所の調査の対象件数は。会員全てにされるのか、職種を絞るのか。

<商工観光課長>

調査内容について詳しくは聞いていないが、対象となる業種は特に限定されるものではないと考えている。スポットで調査する場合については、統計上分析可能な件数は確保されるものと考えている。

<並河委員>

いろいろなアンケート調査をされているが回収率が悪い。返さない事業所の方が多いと思うがどうか。

<商工観光課長>

調査の実施・回収については商工会議所でお世話になる。実際の調査については一部専門的なコンサルタント会社が入ってくることになる。そちらの方で回収率が高まるように実施していただくよう努めていきたい。

<木曾委員>

商工業振興対策経費の200万円について、国から10分の10の補助金がかかるのはよいが、本来の「がんばる地域応援事業」について、亀岡市はどんな事業をどのように「がんばる事業」にしていくのかをしっかりと考えた中で委託しないと、商工会議所に丸投げは問題があるのではないか。補助金が取れたからすればよいとか、商工会議所もまたコンサルタントに任せるといえるのはどうか。事業実施した内容が、本当に亀岡の事業者にとって必要な部分に反映されるのかが問題だと考えるがどうか。

<商工観光課長>

指摘のとおり、調査が活用され、地域内の企業に好循環が生まれるように努めていかねばならない。ただ、センターの「地方創生に向けてがんばる地域応援事業」の実施主体が地域の経済団体となっており、行政が直接事業でできない仕組みになっ

ているため、商工会議所に御理解・御協力いただき実施していく形をとっている。あわせて、調査・分析が終わり結果が出た部分については、商工会議所や行政でその結果を次の施策・戦略につなげていくことはもちろん、地域の各中小企業にもデータを活用いただき、それぞれの企業において戦略的に地域の経済活性化に努めていただくように考えている。

<木曾委員>

今までの経営・経済動向調査も回収率が45～46%しかない。調査すると手間暇がかかる。コンサルタントに任せるにしても、そののところをもう少し商工会議所と詰めねばならない。補助金対象が経済団体になっているから市は関知しないというのではなく、がんばる事業者を支援するのが本来の目的であり、亀岡市で予算が通っているということは、亀岡市の責任において事業実施しているということになる。そのために議会でも審査しているのであり、そこをしっかりと把握してやっていただきたい。

<産業観光部長>

おっしゃるとおり、すればよいということではなく、十分にフォローアップも含めて実施していきたい。以前から商工会議所がこういった事業をしたいと言われており、この補助事業を本市と府が協力して見つけてきた経過もあるので、一緒になって取組んでいきたい。

<木曾委員>

国が進めている地方創生が何かということをつかんだ上で実施していく必要がある。その地域の事業者が活気を持って、生産性を上げて、地方が輝いていけるということにつなげていかねばならない。国の補助金も全て税金であり、補助金を取ったからすればよいというのではない。そういうことを踏まえてやっていただきたい。次に、大河ドラマ館の関係で鹿児島に行くということであるが、私も先ほどの意見と同じで、今やっているところよりも、これまでに実施した上田市等を見に行っただ方がよいと思うがどうか。

<産業観光部長>

実際に運営している大河館は鹿児島屈指になるので、それを経済団体と共に視察する意義は大きいと考える。今までの経過や課題をそういった地域で聞くことも大事である。その第一段階の取組みとして、上田市の担当課長に来ていただいて直接面談いただき、誘致の委員会で2時間ほど講義をいただいた。浜松など近いところにもそういうまちがあるので、そういったことを勉強しながら推し進めていきたい。

<木曾委員>

今度の大河ドラマの設定場所は亀岡市だけではない。そうすると、長岡京市や福知山市など他市と連携して館を運営していかないと光ってこない。そういうことも含めて、鹿児島等とは違う部分が出てくるかもしれないので、狙いを定めてやっていただきたい。(要望)

<明田委員>

大河ドラマについて、誘致した自治体はたくさんあるが、亀岡市にどれだけスポットがあたるのか分からない。すでにタイトルが決まっているということはストーリーも決まっているのか。

<商工観光課長>

脚本は来年の2～3月頃にだいたいできあがると聞いている。我々も情報がたくさんあるわけではなく、内容はわからない部分も多いが、大河ドラマ決定時のNHKホームページでは、光秀の前半生を中心にドラマ化するという表記があった。亀岡は晩年に来た地なので、亀岡の登場機会がどのくらいになるか心配いただいている

と思うが、我々としては脚本家の池端先生やNHKのプロデューサーを通して、脚本に亀岡が登場する機会をできるだけ多く作っていただくよう取組みを進めているところである。

<明田委員>

前半となると岐阜あたりが中心になる。麒麟がくるというタイトルの意味も十分に勉強していただきたい。亀岡にストーリーが入ってくるためには相当動かねばならないと考えるがどうか。

<商工観光課長>

この6月15日に光秀大河推進課を設置し、光秀公のまち大河プロジェクトチームも動き出している。全庁一丸となって取組んでいきたい。

<藤本委員>

後半にちょっと亀岡が出たくらいでは観光振興に結びつきにくい。他市でも大河館を考えているのではないか。観光めぐり等の誘客の検討はされているのか。

<産業観光部長>

大河ドラマ誘致は11市町が1つになって今日まで活動してきた。その組織で次なるステージとして大きな枠組みで活動する部分と、亀岡市独自で活動していく部分が出てくると考える。歴史街道的なイベント・事業については、11市町と手を携えながら取組んでいきたい。

<藤本委員>

上田市の真田丸の担当者呼んで説明を受けたということだったが、ドラマ館の設置費用、入館料、グッズの販売、人件費等の収益状況を聞いているのであれば、資料として出していただきたい。

<産業観光部長>

詳しい数字は覚えていないが、上田市は、旧市民会館を改装して大河館にされたと聞いている。後の運営は大手旅行会社に任せたということであるが、全体で約2億円費用がかかり、収入はチケット代の販売が8億円以上あったと聞いている。それ以上の細かい数字はなかったと思うが、関連してインフラ整備等でも費用がかかっており、だいたい15億円程度と聞いている。関連グッズの販売までは資料がなかったと思う。今聞いている数字は概ねそのようなことである。

<藤本委員>

分かれば資料を出していただきたい。指宿に行かれたら収支の状況を聞き、これだけ費用をかければこれだけ誘客できて収入があるということを説明できるように、資料をいただきたい。

<奥村委員>

基本的に大河ドラマ館は観光客を誘致するためのものなので、亀岡が最後の一部分であってもよい。失敗しているところは建物を建てたところである。1年間だけであるため、後は違うことに利用されているようだが、負債がたくさん残っているようである。亀岡市は絶対に建物を建てるべきではない。例えばガレリアのコンベンションホールを1年間貸し切るのは難しいかもしれないが、イオンや西友の3階や4階を貸し切る等が考えられる。イオンなどと協働したら全国にPRしてもらえるのではないかと提案である。

11:00

(2) 第6号議案 亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例の制定について

・商工観光課長説明

11:05

[質疑]

<木曾委員>

何業者かを指定すると思うが、指定した後、その内容をどこが監督していくのか。

<商工観光課長>

指定というか、建設されたホテル等について、固定資産税を1年間猶予するという形で実施していく。

<木曾委員>

固定資産税を免除するためだけに作る条例であり、どういう状態であっても、後は亀岡市として関知しないということか。営業している間は固定資産税を免除し、3年以内にやめた場合には停止することになるのか。

<商工観光課長>

宿泊施設を新設・増設した場合に、最初の1年間の固定資産税を免除することとしている。地域未来投資法に基づく承認を受けた施設の場合は、それを3年間に延長することとしている

<木曾委員>

例えば1年だけでやめた場合、3年することになってはいたができない場合もあるが、この条例は固定資産税を免除するためだけの条例なのか。市民の税金を使って免除するのであり、市としても経済効果を把握する必要があるのではないか。免除するだけの話なら中身がないのではないか。

<商工観光課長>

建設されてから良好に運営され、多くの宿泊客が利用されることを期待しているが、条例は、そういった宿泊施設の新設・増設への刺激となることを目的としているところである。

<木曾委員>

これによってどれだけ増えると見込んでいるのか、免除額はいくらを想定し、固定資産税にどれだけ影響が出てくるかを計算しているのか。

<商工観光課長>

この効果でどれだけ新設・増設されるかは想定しかねる。どれだけ出てくるかはこれからの問題になってくる。

<奥村委員>

現在、企業立地促進があるが、これと同じ考え方を宿泊施設関係に当てはめたらよいということか。

<商工観光課長>

企業立地促進法と制度の趣旨は同じだと考えている。企業立地促進法は亀岡市だけで完結するような形で実施しているが、今回の条例については、固定資産税をわずか1年だけ猶予する内容であり、それ自身には大きな効果が期待できない部分があるかもしれないが、これを措置することにより、京都府の宿泊施設立地等促進事業費補助金の適用を受けられることになる。そちらは新設の建物で最大2億円の補助金があり、雇用についても、正規雇用であれば1人当たり40万円、上限3千万円まで補助金を受けられることになっているため、合わせてそうした誘致につながっていけばと考えているところである。

<並河委員>

亀岡市宿泊施設立地審査会を設置すると書かれている。京都市内で民泊が問題になっている中、今後、地域住民とのトラブル等も予想されるが、この審査会の内容は。

<商工観光課長>

条例の適用要件として、床面積が300平方メートル以上、投下固定資産総額が1

300万円以上、常用雇用が2人以上等の条件があるので、その条件の審査を審査会で行うということである。

<並河委員>

審査会は何人くらいで、構成はどうなるのか。

<商工観光課長>

企業立地奨励金でも同じような仕組みを持っている。そちらでは関係団体から5人くらい参加いただいて審査を行っているところである。

<藤本委員>

ホテル業者から問い合わせがきていると言われたが、どのくらいきているのか。

<商工観光課長>

具体的に聞いているのは、スタジアムの建設に関わって、並行して行われている土地区画整理事業地の中に、1社がホテル建設を予定されている。また銀河鉄道ホテルという名称で、銀河鉄道スリーイン等をモチーフにしたホテルを建てたいという事業者が相談に来られている。

<藤本委員>

京都市の観光客が5500万人で亀岡市が300万人とのことである。京都市の観光客が亀岡市に誘客されていないように感じるが、どのように誘客するか考えているか。

<商工観光課長>

5500万人に対して300万人が多いか少ないかについてはいろいろと考え方があがるが、亀岡市も従来よりは右肩上がりです。観光入込客が増えているので、さらに拡大できるよう、総合的に観光施策を進めていきたい。

<藤本委員>

提案だが、ホテルは毎日客が来て稼働率が上がらないと、スタジアムのイベント等だけでは経営的に厳しくなってくるので、そのあたりの誘客方法をしっかり考えてホテルの誘致をお願いしたい。

<木曾委員>

第9条の固定資産税の徴収について、指定を取消した場合に、免除した固定資産税を一部でも徴収することになっているが、それは審査会で判断するのか、亀岡市の中で判断するのか。審査会の中で取消しまで処理するという事なのか。

<商工観光課長>

審査会は免除してからの部分まで審査していただく形ではない。あくまでも、立地された時に、この条例を適用するかしないかを審査する形になる。もしその後経営状態等が悪くなったり、いろいろな形で不具合が出てきた時については、市として、いろいろな観点から調査したり、必要に応じて固定資産税の納付を求めていくということも出てくると考える。

<木曾委員>

それは、税務課か商工観光課か、どこがチェックするのか。そこをはっきりせねばならない。問題が出てきた時には徴収し直すと条例に書いてある。商工観光課ですか。また、そういう体制になっているのか。

<産業観光部長>

亀岡市で連携して行うことになるかと考えるが、この条例の施行は産業観光部で対応していきたいと考えている。

[産業観光部退室]

11 : 19

[まちづくり推進部入室]

[まちづくり推進部所管議案審査]

・まちづくり推進部長あいさつ

<まちづくり推進部長>

昨日の地震の被害について報告する。市道等の被害は確認していない。河川については、西別院町で普通河川の護岸、農道の石垣が一部崩壊する被害があったが、他の被害は確認していない。崩壊した石垣については、隣接の方が即座に復旧対応されている。公園については、被害は確認していない。市営住宅については、つつじヶ丘団地のエレベーターが緊急停止したが、昨日復旧している。閉じ込め等の被害も発生していない。また他の住宅での被害も確認していない。亀岡駅ののどかめロードのエレベーターも緊急停止したが、昨日復旧している。バス交通については、ふるさとバス・コミュニティバス共に、交通状況による遅れ等は発生したが、通常運行している。他の関係機関の状況は、府道枚方亀岡線で今年の台風21号による土砂崩れの区間で復旧工事が進められていたが、その場所で若干の崩落があり通行止めになっていたが、昨日のうちに復旧作業が終わり、17時頃に通行止めが解除されている。また、京都縦貫自動車道が安全点検のために、丹波から大山崎間で通行止めになっていたが、午後から開通している。公共交通については、JR嵯峨野線が昨日は終日運休していたが、本日は通常運行している。京阪京都交通バス路線についても、昨日は交通事情により一部運休等があったが、通常運行に戻っている。

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)所管分

・所管課長順次説明(歳出歳入一括)

11:34

[質疑]

<明田委員>

P19舗装改良事業費増3700万円について、国庫補助はいくら出るのか。

<土木管理課長>

補助率は50%となっている。

<木曾委員>

P21街路事業費について、馬堀停車場篠線の交差点改良の側溝の分かと思うが、広道の交差点改良に係る水路の関係になるのか。

<桂川・道路整備課長>

おっしゃるとおりである。広道交差点付近の用地補償をお世話になり、建物を解体するところがあるが、民地と官地との西面の部分を、早く土地活用していただくということもあり、一番アウトラインの側溝部分を整備するものである。

<並河委員>

P19橋梁維持経費について、121橋点検し、今回は年谷川の工事ということだが、他の部分については、安全性は保たれているのか。

<土木管理課長>

5年で一回りしている。今年が5年目であり、121橋点検すると、亀岡市の2メートル以上の橋梁約380橋の点検が終わる。今まで点検してきた中で、ただちに通行止め等の橋梁はなかった。ただ、修繕したらよいというランクのものが何橋もあり、それについては順次補修してきている。雲仙橋も点検の結果、早めに修繕し

た方がよいという結果になっているため、今回補正で計上している。

<藤本委員>

雲仙橋の橋脚のところが腐食してきてボロボロになってきているが、橋自体は府の管理なのか。

<土木管理課長>

市道中矢田篠線の橋なので亀岡市の管理である。

11 : 38

(2) 第5号議案 亀岡市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について

・まちづくり交通課長説明

11 : 40

[質疑]

<木曾委員>

条例改正によって国からの補助金を受けられるようになるということだったが、そうすると国からの指導やチェックも入ると思う。今までと変わるポイントをもう少し説明されたい。

<まちづくり交通課長>

現計画のままで実施すると、府補助や国庫補助を受けている部分はあるが、今回新たに作成される地域公共交通網形成計画で取組んで、例えばデマンド交通やタクシー事業を新たに加えていく場合、そういう実施計画を立てて国に申請することによって、その分の補助を受けられることになる。今回計画を立てる中でそういうことが必要になるかどうかは交通会議で議論いただくことになるが、法定協議会にすることによって、次のステップに進んでいった時に補助を受けられるようになるということである。

<木曾委員>

地域公共交通会議では大切な部分を審議いただくが、デマンド交通を含めて、そういう部分が推進できるということか。

<まちづくり交通課長>

今までの公共交通網は亀岡駅に向かっていく交通ルート等であったが、今回、あらゆるデマンド等を含め「網」として考えていくことになるので、今までと違った取組みに対しても補助を受けられるということが先にある。

<木曾委員>

亀岡市単独でいろいろと取組んでいることがあると思うが、この計画が入った場合に問題はないのか。例えば東別院町の自治会にお願いしている部分などもあるが、全体の中にそれも含まれるのか、それとも、その部分を整理していかねばならないのか。

<まちづくり交通課長>

東別院町は交通空白地になっているが、各地域でさまざまな課題があると思う。福祉的などところで使う部分もあり、そういう新たな課題を多く抽出し、その課題に対応できるような新たな仕組みを作っていくことになる。交通空白地の対応も一つであるが、その他のさまざまなデマンド形式の方法も出てくる可能性があるので、会議の中で議論いただきながら進めていきたい。

<並河委員>

コミュニティバスもこの中に入るとのことか。

<まちづくり交通課長>

コミュニティバスは現在亀岡市が運行しているものであり、亀岡市が実施していくことには変わりはないが、いろいろな交通網と連携することで補助がいただける場合もあるので、いろいろと検討していきたい。

<並河委員>

昨年コミュニティバスの料金が100円から150円に上がったが、議会では審議しなかった。そのような料金改定はどこで審議するのか。

<まちづくり交通課長>

平成25年度に策定された公共交通計画の中で、今までの料金体系では難しく、持続可能な公共交通にしていくために収益を増やさねばならない、利用者を増やすことも大事だが、料金も改定していく必要があると明記されていた。その交通計画に基づいて平成29年度に料金改定を行ったところである。なお料金改定により若干収益率が改善しており、それを地域の方々の様々な利用ニーズに対応していけるような施策に変えていきたいと考えている。

<並河委員>

料金の改定は、今後も議会にかける方向ではないのか。

<まちづくり交通課長>

料金については協議金額になるため、運輸局との関係になる。運輸局に申請するには公共交通会議の合意が必要になるため、公共交通会議で料金を決めて運輸局に申し出るという手続きになる。一方、収支等さまざまなことについては議会の特別委員会に報告し、予算要望の時には予算特別委員会に説明する形になる。

11 : 47

5 行政報告

亀岡運動公園プール亀岡市小・中・義務教育学校生無料入場券交付事業について
(まちづくり推進部)

・都市整備課長説明

11 : 50

[質疑]

<並河委員>

この券はどこで手に入るのか。

<都市整備課長>

亀岡市の小・中学校の在籍者には小・中学校からの交付を考えている。市外の小・中学校の在籍者は、きらり亀岡おしらせやホームページ等で広報し、保護者が都市整備課まで申請に来ていただき、審査の上で交付する計画である。

11 : 52

[まちづくり推進部退室]

[委員間討議] なし

6 討論～採決

[討論] なし

[採決]

- ・ 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）
可決・全員
- ・ 第5号議案 亀岡市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について
可決・全員
- ・ 第6号議案 亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例の制定について
可決・全員

[指摘要望事項等]

<木曾委員>

宿泊施設の立地促進条例について、指定の取消しの時は、所管だけではなく税務課等と連携して徴収していただくよう指摘要望してはどうか。

<奥村委員>

当然連携すると言われていたので、わざわざつける必要はないのではないかと。

<藤本委員>

連携すると言われていたが、しっかり連携するよう、確認の意味で言ったらいいのではないかと。

<並河委員>

納得できるような形で、連携してやっていただきたい。

<西口委員長>

指摘要望として入れるということか。

<並河委員>

入れたほうがよいと考える。

<西口委員長>

指摘要望ではなく、委員長報告の中に盛り込むこととしてはどうか。

<木曾委員>

それでよい。

<西口委員長>

そのように取り計らう。詳細は正副委員長に一任願う。

<藤本委員>

商工業振興対策経費であるが、国の補助金が取れたからといって商工会議所からコンサルタントに丸投げするのではなく、市が商工会議所に出す以上は、しっかりと効果の検証をしていく責任があるのではないかと。効果の検証まで確認をお願いしたいということを要望する。

<木曾委員>

それも委員長報告に入れてはどうか。

<西口委員長>

委員長報告で対応ということではどうか。（了）

11 : 59

7 審議会委員等の選出について

(1) 亀岡市都市計画審議会委員（H30. 9. 5から2年間、5名）

<西口委員長>

事務局から説明を。

<事務局主任>

亀岡市都市計画審議会委員について選出依頼が来ている。現委員の任期は平成30年9月4日までの任期となっている。なお現在の委員は、西口委員長・石野副委員長・並河委員・藤本委員・木曾委員の5人である。次期委員5人を選出願う。

<西口委員長>

都市計画審議会委員の選出について、どのように取扱うか意見を求めたい。

<木曾委員>

議員の任期も来年の2月4日までとなっている。今までどおりのメンバーでどうか。

<奥村委員>

過去には委員長が外れていたこともあったが、ここ近年は委員長も入っていただいているので、今までどおりでよいのではないか。

<並河委員>

前回の委員の選出の時も各会派から選出している。残任期間も少ないので、このままのメンバーでよいのではないか。

<西口委員長>

このままのメンバーでよいか。（了）

8 その他

(1) 議会だよりの掲載内容について

<西口委員長>

事務局から説明を。

<事務局主任>

今回はスペースの関係で1～2項目程度でお願いしたいと考えている。協議願う。

<木曾委員>

具体的にスペースはどのくらいか。

<事務局主任>

3分の1ページ程度になる見込みである。

<木曾委員>

委員長報告に書く内容からピックアップしてはどうか。正副委員長に一任する。

<奥村委員>

産業建設常任委員会はよく写真や絵を活用しており、市民からも見やすいとのことである。関連するものがあれば、そういうものを入れてはどうか。

<藤本委員>

宿泊の条例と大河ドラマ誘致活動についても検討してはどうか。

<西口委員長>

スペースの関係もあるため、事務局と調整する。

<木曾委員>

どうしても写真が要るのであれば、アレックス・カーさんの移住・定住促進施設が完成していたら、観光の関係と絡めて入れてもよいのではないか。委員長に一任する。

<西口委員長>
正副委員長に一任願う。

(2) 行政視察のまとめについて

<西口委員長>
事務局から説明を。

<事務局主任>
前回の月例での意見に基づき、別紙のとおり考察をまとめているので確認願う。なお、「各委員の意見等」の項目については、前回出された意見を追加し、また、相手市の施策の内容に関する部分は一部カットしているので了承願う。

<西口委員長>
意見はあるか。

<木曾委員>
うまくまとまっている。前回の意見も盛り込んでいるので、これでよい。

<奥村委員>
同感である。西口委員長や藤本委員が視察内容を一般質問でも取り上げていただいている。有意義な視察であり、まとめもこれでよいと考える。

<西口委員長>
以上のような内容でまとめ、復命書を議長に提出することとする。

12:06

(3) 次回の月例開催について

<西口委員長>
7月の月例開催について協議する。7月には、決算分科会で、事務事業評価に向けた協議として評価事業の選定等も行いたいと考えている。月例の案件について、意見は。

<木曾委員>
決算の関係もあるので、決算に絞って重点的に進めていくのでどうか。

<西口委員長>
そのように取扱う。内容調整については正副委員長に一任願う。(了)

<西口委員長>
日程はいつにするか。

(日程調整)

<西口委員長>
7月27日(金)午前10時からとする。その他何か連絡はあるか。

<事務局長>
昨日の地震による被害状況について、本日9時から第3回災害対策本部会議があり、被害状況の報告があった。資料を配付するので目を通していただきたい。市役所各部の管轄の被害状況をまとめたものである。これは昨日の午後4時時点の情報であり、交通等・道路等については、現在は復旧し通行止めは解除になっている。確認願う。

[事務局 資料配付]

<西口委員長>
以上で閉議する。

～散会 12:14